

【東日本大震災で被害を受けられた皆様へ】



## 住宅金融支援機構の住宅ローンをご返済中の皆様へ

～返済方法変更(災害特例)のご案内～

「東日本大震災」により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

住宅金融支援機構では、今回の災害により被害を受けられた機構(公庫)融資又はフラット35(買取型)をご返済中の皆様に、返済方法変更等をご案内いたしております。

※フラット 35(保証型)のお客様については、このチラシの内容とは異なりますので、ご返済中の金融機関へお問い合わせください。

### 1. 返済方法の変更について

今回の災害により被害を受けられたお客様には、被災の程度に応じ、次のような返済方法の変更のメニューをご用意しておりますので、ご返済中の金融機関を通じてご申請ください。

#### (1) 対象者

次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、被災後の収入月額(注)が「変更前の毎月の返済金の4倍」以下または「世帯人員×60,000円」以下となる見込みの方

- ア 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方
- イ 債務者ご本人またはご家族が死亡・負傷したため、著しく収入が減少した方
- ウ 事業財産等または勤務先が損害を受けたため著しく収入が減少した方

(注)被災後の収入月額は、次を目安にしてください。

[被災後1年間の収入額－(融資住宅等の復旧に要する自己資金  
＋災害による負傷又は疾病の治療費)]×1/12

#### (2) 変更内容

- ア 返済金の払込みの据置(1～5年)
  - 据置期間中は、元金・利息のご返済は必要ありません。
  - 据置期間終了後、据置期間中の利息を通常の元金・利息に加えてご返済いただきます。
- イ 据置期間中の利率の引下げ
  - 据置期間中は、現在適用されている金利を一定に引き下げた金利となります。
- ウ 返済期間の延長(1～5年)
  - 据置期間分だけ返済期間を延長します。  
(据置期間を設けず返済期間だけを延長することもできます。)

(平成 24 年 4 月 1 日から適用)

(裏面へ)

“り災による家計収支の悪化の程度”(「り災割合」)により返済方法の変更内容は、次のとおりとなります。

変更メニュー り災割合※1	・返済金の払込みの据置 <sup>(※2)</sup> ・返済期間の延長 <sup>(※2)</sup>	据置期間中の利率の引下げ <sup>(※3)</sup>
30%未満	1年	0.5%引き下げた金利又は1.5%のいずれか低い方
30%以上 60%未満	最長3年	1.0%引き下げた金利又は1.0%のいずれか低い方
60%以上	最長5年	1.5%引き下げた金利又は0.5%のいずれか低い方

※1 「り災割合」は、次の計算式により算出します。

り災割合

$$= \frac{\left( \begin{array}{c} \text{災害発生の日前} \\ \text{1年以内の収入額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{災害発生の日以後} \\ \text{1年間における} \\ \text{収入額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{融資住宅等の} \\ \text{復旧に要する} \\ \text{自己資金} \end{array} + \begin{array}{c} \text{災害による負傷} \\ \text{又は疾病の治療費} \end{array} \right)}{\text{災害発生の日前1年以内の収入額}} \times 100$$

※2 延長や据置は1年単位となります。

※3 据置期間中の利率の引下げを適用した結果、0%を下回る場合は0%となります。

### (3) お申込先と必要書類

「返済方法変更申請書」をご返済中の金融機関に提出してください。審査の後、結果をお知らせします。

書式は、金融機関窓口や住宅金融支援機構支店にあります。

なお、「収入に関する公的証明書」などが必要となります(お客様によって、必要となる書類が異なりますので、「返済方法変更申請書」をお求めの際に金融機関窓口や機構支店窓口にご確認ください。)

## 2. 機構団信特約制度について

機構団信特約制度に加入されている方がこのたびの災害により死亡・高度障害状態になられた場合、生命保険会社から支払われる保険金によって住宅ローンの残債務が完済されますので、所定の手続きをお取りください。

詳しくは、ご返済中の金融機関窓口までご連絡ください。

(平成24年4月1日から適用)